

農業を継承した皆様へのお知らせ

地域農業の後継者を後押しする「経営継承・発展支援事業」についてお知らせいたします。

補助対象者の要件

地域農業の担い手（注）から経営を継承した後継者（第三者も含む）で、以下の要件などを満たしたものの。

- ①令和3年1月1日から応募時までに主宰権の移譲を受けている。（個人事業の開業・廃業届）
- ②経営発展計画を策定している。（申請時個別で作成予定）
- ③後継者の名義で税務申告等を行っている。
- ④青色申告者である。
- ⑤家族経営協定を締結している（後継者が家族農業経営の場合）など。

（注）地域農業の担い手とは、以下をいいます。

- （1）実質化された人・農地プランに中心となる経営体と位置づけられたもの。
- （2）町が地域農業の維持・発展に重要な発展を果たすと認めた認定農業者など。

補助内容

補助上限額：100万円（国と町で最大2分の1ずつ負担）

本事業は国および町の予算の範囲内で採択されます。

取組内容等によりポイントを付与し、全国でポイントの合計値が高い順に採択者が選定されるため、事業要件を満たせば必ず支援が受けられるものではありません。

補助対象経費など

専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等
出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費等

申請時にお持ちいただくもの

①令和2年分と令和3年分の確定申請書類一式

(主宰権の移譲がわかるもの、例えば個人事業の開業・廃業届出書など)

②補助対象経費の見積書

③経営発展計画書（経営発展に向けた取組内容、成果目標を記載した計画書）

※申請時に面談しながら作成予定

申請締切

令和4年6月15日（水）まで

お問い合わせ先 TEL 0176-56-4384 農林水産課 蛸名まで

なお、詳細については町のホームページの重要なお知らせに募集要領などを掲載いたしますのでご確認ください。なにか質問があれば、気軽にご相談ください。